

官民データ活用推進基本計画（案） 個人情報保護委員会関連施策（抄）

I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進

2 推進体制

(2) 関係本部等との連携

ITに関する政府全体の政策の推進に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合・一体化する Society 5.0 の実現を目指す中、IT が社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部、個人情報保護委員会をはじめ、関係本部等の取組との緊密な連携を図る。

・ 個人情報等の適正な取扱いの確保（個人情報保護委員会の取組）

官民データの利活用の推進に当たっては、官民データ基本法第3条（基本理念）に「官民データ活用の推進は、（中略）個人情報の保護に関する法律（中略）による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない」と定められていることを踏まえ、今国会で成立した改正個人情報保護法の施行に向けた取組を含む個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定にのっとりた個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。

また、個人情報の国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要であり、令和3年初頭を目途に日EU間の枠組みについてレビューを行うとともに、日米欧三極において、既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進や相互運用可能な新たな企業認証制度の構築に向けた議論を推進する。また、個人情報保護を巡るデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスといった新たなリスクを踏まえた OECD プライバシーガイドラインの見直しに関する国際的な議論を主導する。

II. 施策集

II- (4) データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】

[No. 4-2] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- 改正個人情報保護法の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。
- また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。

- これらにより、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。

II－(12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

[No. 12－1] 国際的なデータ流通の推進

- 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFFT)」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOをはじめとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げた。
- 「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。
- こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。

II－(12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

[No. 12－2] 個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築、日EU間における個人データの円滑な越境移転のための環境の維持及び、APEC CBPR システムの推進

- 信頼性の確保された国際的な個人データ流通の枠組み構築に向けた取組については、日米欧三極の関係機関で、個別論点や今後の進め方等について、具体的な検討を行うとともに、現在行われているOECDプライバシーガイドラインの見直しのプロセスにおいて、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセスといった個人情報保護をめぐる新たなリスクについても考慮すべく、各国の個人情報保護当局を含めた関係機関や専門家と継続的に対話を実施している。引き続き三極を中心とした関係機関等との対話を進めていく。
- 日EU間における相互の円滑な個人データ越境移転の枠組みについては、令和3年に予定されている、当該枠組みに係るレビューに向け、欧州委員会及びEUデータ保護機関等の関係機関との意見交換等を行ってきており、引き続き、当該枠組みが維持されるよう密接にこれらの関係機関と対話や情報交換を行い、連携を深めていく。なお、EU離脱後の英国との

間においては、円滑な個人データ移転が維持されるよう、所要の措置を講じてきた。また、APEC域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みであるCBPRシステムについては、参加企業数の拡大が課題となっており、令和元年度においても、関係国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携等を図ってきたところ。引き続き、普及促進に取り組んでいく。

- 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。

世界最先端デジタル国家創造宣言（案） 個人情報保護委員会関連施策（抄）

Ⅲ. データ利活用によるインクルーシブな社会の実現

1 安全・公正なデジタル市場のルール形成

(1) 国際的なデータ流通の推進及び枠組みの構築

急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務となっている。

このような問題認識の下、我が国が初めて開催国となった昨年の G20 大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の信頼を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust (DFFT) ¹」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催したデジタル経済に関する首脳特別イベントにおいて、27 か国の首脳及び WTO をはじめとする国際機関参加の下、我が国主導で、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を創設した。

この「大阪トラック」の下、今後も OECD などの国際機関や産業界等の多様なステークホルダーを交え、様々な場面においてルール作りを加速させていく。特に WTO 電子商取引交渉については、80 以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を牽引^{けん}してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。

また、今後、国際的なデータ流通がより増大していくことを踏まえると、国際的制度和の重要性が更に増していくことになる。個人情報・プライバシーの領域では、近年、途上国を含め世界の国々で個人情報保護関連法制に動きがみられる中、一部に管理的規制が出現しつつある。こうした現状を踏まえ、個人情報保護委員会が良好な関係を築いてきた米欧を中心とした関係国・機関と共に国際的な議論を引き続きリードし、個人情報保護に関する国際的な指針の見直し及びそれらに基づく国際的な制度調和を図り、その下で、適切な形で個人データの保護と円滑な流通の確保につなげていく必要がある。

具体的には、信頼性が確保された個人データ流通のための国際的な枠組みの維持・構築に向け、令和 3 年初頭を目途に日 EU 間の枠組みについてレビューを行うとともに、日米欧三極において、既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進や相互運用可能な新たな企業認証制度の構築に向けた議論を推進する。また、個人情報保護を巡るデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスといった新たなリスクを踏まえた OECD プライバシーガイドラインの見直しに関する国際的な議論を主導する。

¹ デジタル時代の競争力の源泉である「データ」を、プライバシーやセキュリティ・知的財産などに関する信頼を確保しながら、原則として国内外において自由にデータ流通させる概念を指す。

(3) 個人情報の安全性確保

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）に設けられた「いわゆる 3 年ごと見直し」に関する規定（附則第 12 条）に基づき、検討を行い、改正法案を第 201 回通常国会に提出し、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号。以下「改正個人情報保護法」という。）が成立した。

同法公布後 2 年以内の施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、仮名加工情報の加工基準に関する規定や利用停止等の請求に関する具体的事例等を盛り込んだ政令・規則・ガイドラインの整備を進めるとともに、同法の周知広報に取り組む。

2 官民連携による円滑なデータ流通に向けた環境整備

(3) 官民一体的なデータ利活用促進に向けた制度整備

現行の個人情報保護法制については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）及び各地方公共団体における個人情報保護条例により、それぞれ民間、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体に係る個人情報の保護に関して規定されているところ、データを保有する主体によってデータ流通に関する法律上のルールが異なる等、規制の不均衡や不整合が存在している。

このような規制の不均衡や不整合を可能な限り是正するため、3 つの法律の規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で検討を進め、令和 3 年の通常国会に必要な法案の提出を目指す。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体等との懇談会等における、条例の法による一元化を含めた規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。その際、国際的な制度調和の動きを踏まえつつ、個人情報保護の総合的かつ一体的な推進の観点から、地方公共団体の個人情報の取扱いに係る国の役割等についても必要な検討を行う。